

公益財団法人備中館

管理規程

(目的)

第1条 「公益財団法人備中館」(以下「備中館」という)が経営する「学生寮備中館」(以下「寮」という)の運営に当たっては、明治34年創設時の四綱領の精神を引き継ぎ、理事会による本管理規程遵守の指導と併せ、寮生活の日常活動は寮生全員参加の「寮生自治会」が運営するものとする。

「寮生自治会」活動は、寮生相互の理解と協力を得て寮運営を執行することにより、学業の達成と人格の陶冶を期し、もって各自の品性を練磨し、将来社会に貢献しうる人材を養成することを目的とする。

「備中館」四綱領

- ・ 公共の志を起し自治の風を涵養すること
- ・ 自重の念を起し廉恥の徳を涵養すること
- ・ 辞讓の心を起し規律の性を涵養すること
- ・ 衛生の習を起し清潔の俗を涵養すること

(寮の名称及び所在)

第2条 この寮は、「備中館」と称し、東京都文京区白山四丁目8番4号に置く。

(寮の維持保全)

第3条 公益財団法人備中館は、寮の維持保全に万全の処置を講ずると共に入寮者に対してもまた協力を求めるものとする。

(入寮者の資格)

第4条 この寮に入寮申し込みのできる者は、原則として下の各号に該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 岡山県の出身者で、寮から通学できる大学に在学、または入学の決定している男子学生である者
- (2) 寮費(食費、光熱費、業務委託費、その他維持管理費を含む)を支払える者
- (3) 確実な保証人のある者
- (4) 健康で文化的共同生活を営める者

(入寮者の募集)

第5条 入寮者の募集に当たっては、下の各号の一または二以上の併用によって公示する。

- (1) 電子公告又は新聞掲載
- (2) 掲示(都内の大学又は岡山県内の高等学校)
- (3) その他適当なる方法

(入寮申し込み)

第6条 入寮申し込み者は、別に定める書類を財団法人備中館理事長(以下、理事長)に提出しなければならない。

(入寮者の選考)

第7条 理事長は3月中旬に日時を定め、下記により選考会を開催する。

- (1) 前条の規程による応募者のうちから選考委員会において入寮者を選考する。
- (2) 理事長は事前に下記の構成で選考委員を指名する。
 - i) 理事(委員長) 1名
 - ii) 評議員(岡山在住) 2~3名
 - iii) OB(外部委員) 1名
 - iv) 学生 2名
- (3) 応募者のなかに選考委員と利害関係を有するものが居た場合は該当する委員は当該応募者の選考に参加できない。
- (4) 選考会は応募者の便宜を図るため岡山市内において、面談により行う。

第8条 理事会は、下の各号を基準として入寮者を選考しなければならない。

- (1) 共同生活の適応性及び健全な寮風を助長する素質能力の程度
 - (2) 寮費その他の経費の負担能力
 - (3) 伝染性疾患の有無
 - (4) その他理事会において必要と認めた事項
- (入寮者の決定)

第9条

- (1) 選考結果は、当日のうちに選考委員長が理事長に報告し、承認を得て確定する。
- (2) 理事長は決定した入寮者に対し、その旨を本人に通知する。

(入寮期日の指定)

第10条 理事長は、入寮期日を定め、前条の規定による通知と併せて通知する。

2 特別な事情のため前項の期日までに入寮できない場合は、理事長の承認を得て延期することができる。

(在寮期間)

第11条 在寮期間は、学年度末までとし、学年度毎にさらに延長することができる。在寮期間は、第2項から第4項で規定する場合を除き、入寮時における卒業予定年度末までを最長とする。この期間を越えて在寮する場合は在寮延長とする。

2 寮生が大学院進学により在寮延長を希望する場合、当該寮生は在寮延長申請書を理事長に提出せねばならない。理事会は在寮延長の可能性を事前審査する。理事会が在寮延長の可能性を認めた場合、理事長は、理事3名以上を在寮延長に関する審査委員(内1名を審査委員長)として指名する。審査委員会は面接を開催し、在寮延長の可否を審査する。審査結果は、審査委員長が理事長に報告し、第5項に規定する時期に理事長の承認を得て確定する。在寮延長期間は次年度末までとする。

3 第2項の規定により在寮延長した寮生が更に在寮延長を希望する場合、当該寮生は再度在寮延長申請書を理事長に提出しなければならない。理事会による事前審査、理事長による審査委員の指名および審査委員会による面接並びに理事長承認は第2項と同様とする。在寮延長期間は次年度末までとする。

4 第2項の在寮延長希望者と第3項の在寮延長希望者がいる場合は、第2項の在寮延長希望者を原則優先する。

5 第2項及び第3項で規定する場合以外で、寮生が経済的理由により在寮延長を希望する場合、当該寮生は在寮延長申請書を理事長に提出せねばならない。理事会による事前審査、理事長による審査委員の指名および審査委員会による面接並びに理事長承認は第2項と同様とする。在寮延長期間は次年度末までとし、更なる延長については、理事会で審議の上、やむを得ない理由を認定しない限りこれを認めない。

6 理事長は、第2項及び第3項の在寮延長に関しては、次年度の新入寮生募集前に原則承認する。ただし、理事長は、承認を保留し次年度の新入寮生決定後に追加で承認することができる。理事長は、第5項の在寮延長者に関しては、次年度の新入寮生承認と第2項及び第3項の在寮延長者承認の後に、承認する。

理事長は、決定した在寮延長者に対し、その旨を本人に通知する。

7 在寮延長は最長2年間とする。この期間を超える延長については、理事会で審議の上、やむを得ない理由を認定しない限りこれを認めない。

(保証人及び誓約書の提出)

第12条 第9条の規定による通知を受けた者は、保証人2名と共に寮費等の経費の納入その他この管理規程並びにこの管理規程に基づく細則等及び第20条の規定による規約(以下、「管理規約等」)を固く守る旨の誓約書に連署の上第10条の規定による入寮期日までにこれを理事長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、岡山県及び東京都内の居住者各1名とし、何れも独立の生計を営む者でなければならない。

3 保証人の住所、職業に変更を生じたときは、入寮者は、遅滞なく理事長にその旨を届け出なければならない。

(保証人の変更)

第13条 入寮者は、前条第1項の規定による保証人を変更しようとするときは、理事長の承認を得なければな

らない。

2 理事長において前項による保証人がその責を果たす上に適当でないと認めるに至った場合は、変更を求めることができる。

(寮費)

第14条 寮費は、理事会において確定するものとする。寮生は、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。

2 前項の寮費は、入寮の月及び退寮の月とも1月分とし日割り計算はしない。

(食事および食堂の管理)

第15条 寮内の食堂(以下、「食堂」)において入寮者に提供する食事について必要な事項は、別に定める。

(寮生自治会)

第16条 寮生は「寮生自治会」を組織し、自ら寮生活の秩序向上を図ると共に、更なる改善を必要とする事項については理事会に提議し協議することができる。

第17条 「寮生自治会」規約は別途定める。

(寮の使用制限)

第18条 入寮者以外の者を宿泊させてはならない。

(退寮)

第19条 入寮者が次の各号の一に該当するに至ったときは、10日以内に退寮しなければならない。但し、特別の事情がある場合は、1月以内において延長を認めることができる。

- (1) 卒業したとき
- (2) 休学若しくは退学したとき
- (3) 第11条の規定による在寮期間が満了したとき
- (4) 長期の疾病に罹ったとき
- (5) 第4条の規定による資格を失うに至ったとき

第20条 理事長は、入寮者が次の各号の一に該当し、寮生活に不相当と認めるときは、退寮を命じまたは、入寮の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定による選考の基準に適合しなくなったとき
- (2) 管理規程等に違反する行為があったとき
- (3) 停学等の処分を受けたとき、その他入寮者としての体面を汚したとき
- (4) 第6条の規定による申込書類の記載内容に虚偽の事実があったとき
- (5) 第10条の規定による期日までに入寮しないとき
- (6) 入寮者が無断で長期間帰寮しないとき、または周囲の状況から入寮継続の意思がないものと見做されるに至ったとき

第21条 前2条の規定以外の事由によって退寮しようとする者は、10日前までにその旨を理事長に届け出なければならない。

第22条 前3条の規定により退寮する場合は、居室及び付属物等について検査を受け、毀損、紛失等の無いことの確認を得なければならない。

(異動の届出)

第23条 入寮者は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、その都度遅滞なく理事長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき
- (2) 退学、停学その他の処分を受けたとき

(旅行等の届出)

第24条 入寮者は、旅行その他の事由により寮に宿泊しないときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。

(施設の保全及び衛生)

第25条 理事会及び入寮者は、寮の施設及び設備の保全並びに公衆衛生上必要な処置を講じなければならない。

2 前項の処置を講ずるため必要な定めは、入寮者及び食堂従事者などに周知させるようにその要領を適当な場所に掲示しなければならない。

(寮内の施設、調度品の保全及び弁償の義務)

第26条 入寮者は、寮の建物及び寮内の施設、調度品の類を毀損した場合は、直ちに理事会に申し出なければならない。

2 前項の場合理事会は、毀損の程度等により、弁償を求めることができる。

(居室の巡視及び立ち入り)

第27条 理事会は、災害予防その他管理上必要があると認めるときは、あらかじめ入寮者の同意を得て居室の巡視または立ち入りをすることができる。

(転貸及び権利譲渡の禁止)

第28条 入寮者は、居室を居住以外の用途に供しまたは転貸若しくは権利を譲渡してはならない。

(寮務)

第29条 寮務担当理事をおき、日常の寮管理を行う

2 寮務担当理事は、寮を代表し、この規程に定める職務を行う外、傭人を指導監督する。

第30条 寮務担当理事は、理事会の意見を聞いて理事長が任免する。

2 傭人は理事会が任免する。

3 傭人の就業規則については、理事会の決議により別途定める「公益財団法人 備中館 パートタイム就業規則」による。

(必要経費の請求)

第31条 公益財団法人備中館定款(以下、定款という)第18条2項の評議員の職務を行うための費用並びに定款第34条2項の理事又は監事の職務を行うための費用を請求するにあたっては、別に細則で定める様式によるものとする。

(施行細則)

第32条 この規程施行のために必要な事項は、別に細則で定める。

附 則

この管理規定は、平成24年4月1日から施行する。

制定 2012年4月1日

財団法人備中館管理規程として初版制定 1957年7月1日

改定履歴

2016年11月13日改定(第11条第1項修正、第11条第2項から第6項追加)

2017年2月26日改定(第30条第3項追加)

2022年9月25日改定(第11条第7項追加)